

第39期 2025年1月29日
定時株主総会
招集ご通知

日時 2025年1月29日（水曜日）
午前10時

場所 神戸ポートピアホテル
南館1階 大輪田の間
神戸市中央区港島中町6丁目10-1
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

- 決議事項**
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
 - 第3号議案 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件

目次

第39期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	15
連結計算書類	35
個別計算書類	37
監査報告	39

証券コード 3038
2025年1月10日

株 主 各 位

兵庫県加古川市加古川町平野125番1
株 式 会 社 神 戸 物 産
代 表 取 締 役 社 長 沼 田 博 和

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kobebussan.co.jp/ir/meeting.php>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3038/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「神戸物産」または「コード」に当社証券コード「3038」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類 / P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。）

本株主総会につきましては、当日のご出席に加え、インターネット等または書面により、事前に議決権を行使いただくことができますので、ご検討ください。なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年1月28日（火曜日）午後6時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は実施しておりません。

株主様におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年1月29日(水曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目10-1
神戸ポートピアホテル 南館1階 大輪田の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第39期(2023年11月1日から2024年10月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期(2023年11月1日から2024年10月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第3号議案 当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) インターネット等による議決権行使の場合

本招集ご通知4頁～5頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を前頁の行使期限までにご入力ください。

(2) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。なお、ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 複数回の議決権行使をされた場合

インターネット等による方法と書面による方法の双方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回の議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) 代理人によるご出席の場合

代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、当社定款第16条の定めにより、代理人は議決権を有するほかの株主1名に限られます。

以 上

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本招集ご通知1頁に記載の各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

以下の事項につきましては、法令及び定款第15条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ④ 計算書類の個別注記表

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

例年、株主様宛に株主総会終了後に決議の結果を記載した決議通知をお送りしておりましたが、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kobebussan.co.jp/ir/meeting.php>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて議案に対する賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

右の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2025年1月28日(火曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社宛にお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行証券代行部
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
1	ぬま た ひろかず 沼田 博和 (1980年11月16日生) [男性] [再任]	2009年4月 当社入社 2010年4月 S T B生産部門 部門長 2011年1月 取締役就任 2012年2月 代表取締役社長就任(現任) 2018年2月 外食事業推進本部 担当役員(現任) (重要な兼職の状況) 神戸物産(香港)有限公司 董事	3,784,000
【選任の理由】 2012年より当社代表取締役社長として当社グループ全般の経営を担っております。社長就任後は事業の拡大及び効率化を行うため、事業ポートフォリオの整理・改善を行いました。適切な経営判断によって売上拡大を実現する等、職責を十分に果たしてきたことから、適切な人材であると考えております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
2	たなか やすひろ 田中 康弘 (1969年1月21日生) [男性] [再任]	2001年10月 当社入社 2007年1月 経営管理システム部門 部門長 2008年1月 取締役就任 2008年12月 副社長就任 2012年2月 代表取締役副社長就任 (現任) 2016年4月 農業資源部門 部門長 2016年8月 貿易部門 部門長 2017年2月 経営企画部門 部門長 2017年11月 経営管理システム部 担当役員兼部長 貿易部 担当役員兼部長 経営企画部 担当役員兼部長 2017年12月 人財開発部 担当役員 (現任) 2018年1月 経営企画部 担当役員 (現任) 2019年1月 総務部 担当役員 法務部 担当役員兼部長 システム部 担当役員兼部長 (現任) 経理部 担当役員兼部長 2019年7月 外食事業推進本部 焼肉事業部 担当役員兼部長 経理部 担当役員 2020年11月 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長 (現任) 2021年11月 外食事業推進本部 焼肉事業部 担当役員 (現任) 2022年3月 総務部 担当役員兼部長 2023年1月 総務部 担当役員 (現任) 法務部 担当役員 (現任)	10,000
		(重要な兼職の状況) Kobebussan Myanmar Co., Ltd. Director	
【選任の理由】 2012年より当社代表取締役副社長として当社グループ全般の経営を担っております。特に管理面における責任者として、業務の適正化や効率化に従事し、その成果によって事業拡大を実現する等、職責を十分に果たしてきたことから、適切な人材であると考えております。			
3	きど やすはる 木戸 康晴 (1970年12月3日生) [男性] [再任]	2018年1月 当社入社 2019年7月 経理部 部長 2022年1月 取締役就任 (現任) 経理部 担当役員兼部長 (現任) 財務部 担当役員兼部長 (現任)	400
【選任の理由】 長年に亘り経理及び財務業務に携わってきた豊富な経験や専門知識を有し、2019年からは当社経理部部長、2022年からは当社経理部及び財務部担当役員兼部長を務めております。経理部及び財務部の責任者という立場から事業計画への提言等を行い、事業の拡大に貢献してきたことから、適切な人材であると考えております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
4	あさみ かずお 浅見 一夫 (1976年6月12日生) [男性] [再任]	2005年1月 当社入社 2007年1月 取締役就任(現任) 2012年8月 S T B部門 部門長 2013年2月 S T B工場部門 部門長 2015年8月 工場管理部門 部門長 2016年8月 農業資源部門 部門長 2017年11月 工場管理部 担当役員兼部長 国内農業資源部 担当役員兼部長(現任) 2017年12月 商品開発部 担当役員(現任) 2023年3月 工場管理部 担当役員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社神戸物産エコグリーン北海道 代表取締役社長 関原酒造株式会社 代表取締役社長 菊川株式会社 代表取締役社長 株式会社マスゼン 代表取締役社長 神戸物産(安丘)食品有限公司 執行董事	47,900
<p>【選任の理由】 当社グループの工場管理や食品製造分野において豊富な経験と実績を有しております。当社の国内グループ工場で製造するプライベートブランド商品はお客様からの支持も高く、事業拡大の要となっております。これらの商品開発に尽力し、十分な実績を残しております。これらのことから、適切な人材であると考えております。</p>			
5	にしだ さとし 西田 聡 (1978年3月4日生) [男性] [再任]	2002年7月 当社入社 業務スーパーFC事業部門 担当 2004年9月 横浜営業所 所長 2009年1月 取締役就任(現任) 2015年3月 海外事業部門 部門長 2015年8月 海外事業運営部門 部門長 2015年10月 輸入小売部門 部門長 2017年11月 海外事業部 担当役員兼部長(現任) 輸入小売事業部 担当役員兼部長 2017年12月 東日本商品MD部 担当役員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社神戸物産フーズ 代表取締役社長	1,000
<p>【選任の理由】 当社横浜営業所の所長や様々な事業部の部長を歴任しており、その豊富な経験と知見をもとに当社グループの事業拡大や海外への事業展開に貢献してまいりました。このように、業務遂行能力が優れており、広い視野で事業活動を推進できることから、適切な人材であるとと考えております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
6	わたなべ あきひと 渡邊 秋仁 (1977年11月13日生) [男性] [再任]	2003年6月 当社入社 2015年4月 横浜営業所 所長 (現任) 2016年11月 業務スーパー関東FC事業部門 部門長 関東店舗開発部門 部門長 2017年11月 西日本営業本部 業務スーパーFC事業部 部長 店舗開発部 部長 (現任) 東日本営業本部 業務スーパーFC事業部 部長 (現任) 店舗開発部 部長 (現任) 2018年1月 取締役就任 (現任) 2018年2月 東日本営業本部 担当役員 (現任) 2018年4月 外食事業推進本部 惣菜事業部 部長 (現任) 2019年10月 西日本営業本部 担当役員 (現任) CS推進部 部長 2022年1月 CS推進部 担当役員兼部長 (現任)	3,800
		(重要な兼職の状況) 株式会社サガミベーカーリー 代表取締役社長 株式会社湘南アンレーヴ 代表取締役社長	
【選任の理由】 当社グループの主力である業務スーパー事業のFC事業部や店舗開発部を有する西日本営業本部及び東日本営業本部を統括し、同事業の拡大を実現してまいりました。また惣菜事業部の部長として新規業態の立ち上げを行う等、当社グループの事業拡大に適切な人材であると考えております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 役職名は就任当時の役職名を記載しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を2名増員することといたしたく、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数(株)
1	<p>町田 美紗 (1978年10月11日生)</p> <p>[女性] [新任] [社外]</p>	<p>2003年10月 監査法人トーマツ (現：有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>2007年8月 町田公認会計士事務所 代表 (現任)</p> <p>2008年4月 仰星監査法人 非常勤</p> <p>2016年10月 ひびき監査法人 非常勤</p> <p>2020年11月 株式会社イング 社外取締役 (現任)</p> <p>2024年6月 日本システム技術株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 町田公認会計士事務所 代表 株式会社イング 社外取締役 日本システム技術株式会社 社外取締役 (監査等委員)</p>	—
<p>【選任の理由及び期待される役割の概要】 公認会計士として、財務、会計、監査に関する高い見識と豊富な知識や実務経験に加え、多様な視点に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。これらの理由から、当社監査等委員である社外取締役に適切な人材であると考えており、選任された場合は、監査等委員である取締役として経営全般の監視と有効な助言を期待しております。</p>			
2	<p>稲田 優 (1979年2月20日生)</p> <p>[女性] [新任] [社外]</p>	<p>2007年9月 弁護士登録 弁護士法人神戸シティ法律事務所入所</p> <p>2012年6月 東京都総務局 法務担当課長</p> <p>2017年4月 姫路市 法務専門員</p> <p>2019年4月 甲南大学法科大学院 准教授 (非常勤)</p> <p>2021年4月 弁護士法人神戸シティ法律事務所 カウンセラー弁護士入所 (現任)</p> <p>2021年4月 神戸市行財政局 法務支援専門官 (非常勤) (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 弁護士法人神戸シティ法律事務所 カウンセル弁護士</p>	—
<p>【選任の理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての豊富な経験と専門知識や複数の行政機関での執務経験に加え、多様な視点に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。これらの理由から、当社監査等委員である社外取締役に適切な人材であると考えており、選任された場合は、監査等委員である取締役として経営全般の監視と有効な助言を期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 町田美紗氏及び稲田優氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、町田美紗氏及び稲田優氏の選任が承認された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査等委員である取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの監査等委員である取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
5. 当社は、町田美紗氏及び稲田優氏の選任が承認された場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考)

取締役スキルマトリックス

※本総会において各候補者が選任された場合、各取締役（監査等委員である取締役を含む。）の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	当社における地位	性別	企業 経営	財務 会計	法律・ ガバナンス	営業・ 販売	製造・ 開発	IT・ デジタル	労務・ 人財
沼田博和	代表取締役社長	男性	●			●	●		
田中康弘	代表取締役副社長	男性	●		●			●	●
木戸康晴	取締役	男性	●	●					
浅見一夫	取締役	男性	●				●		
西田 聡	取締役	男性	●			●			
渡邊秋仁	取締役	男性	●			●	●		
正田晃一	取締役(常勤監査等委員)	男性		●					
家木健至	取締役(監査等委員)	男性		●					
野村祥子	取締役(監査等委員)	女性			●				
町田美紗	取締役(監査等委員)	女性		●					
稲田 優	取締役(監査等委員)	女性			●				

第3号議案 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員が業績向上に対する意欲や意識を高めることにより企業価値の向上を図るため、以下の要領により当社取締役及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員に対し特に有利な条件をもってストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内）、別枠で、同総会において取締役に対する株式交付信託として、当初信託期間の約5年間に於いて当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を合計400百万円とする旨が承認され現在に至っておりますが、これらとは別枠にて取締役6名以内の者に対し報酬等として新株予約権を付与することにつきまして、併せて承認を求めるとしております。

また、当社取締役に対する新株予約権の発行は、会社法第361条第1項第4号に規定する報酬等に該当するため、取締役に割当てる新株予約権の数の上限その他会社法施行規則第98条の3に定める事項についても併せて承認をお願いしたいと存じます。

当社取締役及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由及びその新株予約権の内容は、以下のとおりであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や意識を高めることにより企業価値の向上を図ることを目的として、当社取締役及び従業員、並びに、当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストック・オプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬として相当であると存じます。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算出するものとし、取締役の報酬として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割当てる新株予約権の総数を乗じた額といたします。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,600,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

26,000個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は510個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、普通株式100株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする）

なお、上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割当てる日の終値（割当日が取引の休日の場合、及び割当日が取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権の権利行使期間

2027年4月1日から2033年10月31日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③その他権利行使の条件は、本総会における決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得に関する事項
- ①当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ②吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- (12) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以上

事業報告

(2023年11月1日から
2024年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の状況は、経済活動の正常化による人流の活発化、インバウンド需要の回復、所得環境の改善等、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

一方、ロシア・ウクライナ問題の長期化や中東情勢の激化、不安定な為替の変動やエネルギーコストの高騰等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

食品スーパー業界におきましては、インフレによる消費者の節約志向の高まり、様々なコスト増加等、厳しい環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは「食の製販一体体制」の更なる強化というグループ目標のもと、食品製造工場の生産能力の増強や積極的な商品開発を行い、当社グループ全体の競争力を高めてまいりました。

また、高品質で魅力のある商品をベストプライスで提供できる当社グループの強みをさらに磨き、お客様のニーズをとらえた事業を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,078億83百万円(前期比10.0%増)、営業利益は343億50百万円(同11.8%増)、経常利益は315億76百万円(同5.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は214億43百万円(同4.3%増)となりました。

事業部別の事業の概況は次のとおりであります。

a. 業務スーパー事業

当連結会計年度における業務スーパー事業において、国内グループ工場で製造するオリジナル商品と、世界の本物をコンセプトにした自社直輸入品による、魅力あふれるプライベートブランド商品をベストプライスで販売する「業務スーパー」の出店状況は、出店56店舗、退店20店舗、純増36店舗の結果、総店舗数は1,084店舗となりました。

新規出店の内訳といたしましては、直轄エリア39店舗、地方エリア17店舗であります。出店に関しましては九州地方を中心として全国的に新規出店がありました。また、営業年数が長くなり老朽化してきた店舗の移転等を積極的にフランチャイズオーナーに勧めております。

経営成績につきましては、為替の急激な変動や物価上昇による仕入れコストの増加があったものの、価格戦略が功を奏したことや、「業務スーパー」の魅力であるプライベートブランド商品が多くのメディアで取り上げられたことで、業績の拡大が続いております。

この結果、業務スーパー事業における当連結会計年度の売上高は4,891億2百万円(前期比9.4%増)となりました。

b. 外食・中食事業

当連結会計年度における外食・中食事業において、日本最大級の大型バイキングチェーンである「神戸クック・ワールドビュッフェ」の出店状況は、出店2店舗、退店0店舗、純増2店舗の結果、総店舗数が16店舗となりました。厳選したお肉と店内手作りのデザートを心ゆくまで楽しめる焼肉オーダーバイキングである「プレミアムカルビ」の出店状況は、出店2店舗、退店0店舗、純増2店舗の結果、総店舗数が22店舗となりました。また、日常の食卓代行をコンセプトとして店内手作り・価格等にこだわった惣菜店である「馳走菜（ちそうな）」の出店状況は、出店20店舗、退店4店舗、純増16店舗の結果、総店舗数は130店舗となりました。

「神戸クック・ワールドビュッフェ」につきましては、メニューの改廃等によるお客様満足度の向上に努めたことに加え、ファミリー層の需要も高く、外国人観光客の増加もあり、新型コロナウイルス感染症拡大前の売上水準まで回復しております。

「プレミアムカルビ」につきましては、メディアで紹介される機会も増加し、多くのお客様にご利用いただいております。

「馳走菜（ちそうな）」につきましては、お客様のニーズをとらえたメニュー構成や新メニューの投入で集客力を増しております。加えて、店舗数の大幅な増加もあって売上高を拡大しております。

この結果、外食・中食事業における当連結会計年度の売上高は141億49百万円(同29.2%増)となりました。

c. エコ再生エネルギー事業

当連結会計年度におけるエコ再生エネルギー事業において、稼働中の発電所と発電量は、太陽光発電所が19カ所で約81.0MW、木質バイオマス発電所が1カ所で約6.2MWとなっており、いずれも順調に稼働しております。引き続き、再生可能エネルギーを活用し、環境に配慮した安全・安心なエネルギーを供給してまいります。

この結果、エコ再生エネルギー事業における当連結会計年度の売上高は45億75百万円(同25.5%増)となりました。

事業部門別	売上高	構成比
業務スーパー事業	489,102百万円	96.3%
外食・中食事業	14,149百万円	2.8%
エコ再生エネルギー事業	4,575百万円	0.9%
その他	56百万円	0.0%
合計	507,883百万円	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は79億98百万円であり、投資の主なものは、子会社工場関連設備に62億28百万円、エコ再生エネルギー事業関連設備に72百万円、店舗関連設備に3億50百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2024年3月25日に、株式会社サガミベーカーリー及び株式会社湘南アンレーヴの株式を取得し、両社を子会社といたしました。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区	分	第 36 期 (2021年10月期)	第 37 期 (2022年10月期)	第 38 期 (2023年10月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (2024年10月期)
売	上				
高(百万円)		362,064	406,813	461,546	507,883
経	常				
利	益(百万円)	29,087	32,125	29,970	31,576
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		19,592	20,832	20,560	21,443
1株当たり当期純利益(円)		90.48	95.35	93.59	97.09
総	資				
産(百万円)		156,737	180,275	211,891	233,392
純	資				
産(百万円)		78,218	97,220	114,451	132,773
1株当たり純資産額(円)		350.49	433.53	506.23	584.81

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、それぞれ自己株式を控除した期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数により算出しております。

2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式を含めております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (2021年10月期)	第 37 期 (2022年10月期)	第 38 期 (2023年10月期)	第 39 期 (当事業年度) (2024年10月期)
売上高(百万円)	370,772	395,092	446,858	490,993
経常利益(百万円)	24,702	28,756	25,993	28,039
当期純利益(百万円)	16,705	19,668	17,812	19,443
1株当たり当期純利益(円)	77.15	90.02	81.09	88.03
総資産(百万円)	145,973	168,078	195,966	215,361
純資産(百万円)	66,696	83,419	98,506	114,876
1株当たり純資産額(円)	297.64	370.54	433.96	503.91

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、それぞれ自己株式を控除した期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式を含めております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
神戸物産(香港)有限公司	250百万円	100.0%	経営指導
神戸物産(安丘)食品有限公司	337百万円	100.0%	食品の製造販売
大連福来休食品有限公司 (注)1、3	441百万円	(100.0%)	食品の製造販売
株式会社神戸物産フーズ	3百万円	100.0%	酒の輸入卸
株式会社オースターフーズ	3百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社ターメルトフーズ	28百万円	100.0%	食品の製造販売
株式会社神戸物産エコグリーン北海道 (注)2	3百万円	49.6% [42.1%]	食品の製造販売 畑作経営

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
秦 食 品 株 式 会 社	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
株 式 会 社 マ ス ゼ ン	9百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
株 式 会 社 肉 の 太 公	9百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
宮 城 製 粉 株 式 会 社	9百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売 漁
株 式 会 社 麦 パ ン 工 房	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
株 式 会 社 グ リ ー ン ポ ー ト リ ー	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売 生鳥の飼育加工販売
珈 琲 ま め 工 房 株 式 会 社	9百万円	100.0%	嗜好飲料品の製造販売
豊 田 乳 業 株 式 会 社	9百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
関 原 酒 造 株 式 会 社	99百万円	100.0%	食 品 の 卸 売 酒類の製造販売
菊 川 株 式 会 社	9百万円	100.0%	酒 類 の 製 造 販 売
株 式 会 社 朝 び き 若 鶏	6百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売 生鳥の飼育加工販売
株 式 会 社 サ ガ ミ ベ ー カ リ ー (注)4	5百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
株 式 会 社 湘 南 ア ン レ ー ヴ (注)4	5百万円	100.0%	食 品 の 製 造 販 売
K O B E B U S S A N E G Y P T Limited Partnership	2,173百万円	100.0%	農 業 経 営
Kobebussan Myanmar Co., Ltd. (注)2	5百万円	99.8% [0.2%]	シ ス テ ム 開 発 事 業

- (注) 1. 当社の議決権比率における () 内は間接所有割合で神戸物産(香港)有限公司が所有する議決権割合であります。
2. 当社の議決権比率における議決権の所有割合の[]は緊密な者等の所有割合であります。
3. 大連福来休食品有限公司は、2023年7月24日付で解散を決議し、清算手続き中であります。
4. 2024年3月25日に、株式会社サガミベーカリー及び株式会社湘南アンレーヴの株式を取得し、両社を子会社といたしました。

(10) 対処すべき課題

世界各国では、環境問題が年々深刻化しており、カーボンニュートラルを目指す動きが加速しております。加えて、引き続き国際経済の不確実性や地政学的リスクに留意する必要があり、様々な原料価格の高騰や今後予想される食糧難など、世界情勢は見通しの不透明な状況が続いております。

日本においては、持続的な賃上げや雇用情勢の改善を背景に景気の緩やかな回復が続くものと期待される一方、少子高齢化は進行し、過疎地域の人口減少も依然として続くと思われております。このような背景のもと、日本の食品業界を取り巻く競争は日々激化しております。

当社グループは、このような状況下においても持続的な企業価値の向上を目指すため、以下の課題に取り組んでまいります。

①品質管理体制及び商品開発の強化

当社グループは、「食の総合企業」として、お客様に「プロの品質とプロの価格」で「安全・安心」な商品を安定して供給するべく取り組んでおります。これまでも、品質保証部による衛生管理体制の充実や、品質管理強化のため取扱商品の自主検査の徹底を図る等の施策を講じてまいりました。引き続き、独自の厳しい品質保持システムをより一層強化するとともに、トレーサビリティの構築に全力を挙げてまいります。

また、今後の更なる事業拡大に向け、商品開発体制及び生産能力の強化を推し進めてまいります。自社グループ工場では、積極的な設備投資を行い、生産能力の増強に加えて省人化等による効率化も行っております。輸入商品におきましては、引き続き「世界の本物」をコンセプトとした魅力ある商品の充実を図ります。

このように、品質管理と商品開発の両面から商品の競争力をより高めてまいります。

②サステナビリティに関する取り組みの強化

当社グループは、「製販一体のチームワークで世界中の人々に『おいしい』『わくわく』をお届けし、笑顔あふれる豊かな暮らしに貢献します」という使命を掲げ、「食」を通じてお客様や社会の課題解決に取り組めます。

それらのため、当社グループだけではなく、サプライヤーやビジネスに関わる全てのパートナーとともに、サプライチェーン全体で人権の尊重、労働安全衛生、環境への配慮、腐敗防止に努め、対話と協働により持続可能なサプライチェーン構築を推進してまいります。

今後も全国の子ども食堂への支援や食品ロス問題、人権の尊重や気候変動問題等に対し積極的に取り組み、持続可能な社会の実現と当社グループの持続的成長を目指します。

③人財の確保と人的資本に対する取り組みの強化

当社グループは「食の総合企業」として生活に欠かせないオンリーワンの企業として成長し続けるため、当社グループの魅力を積極的に発信し、優秀な人財の確保に努めます。

また、性別や国籍にとらわれず、その能力や成果に応じた人員登用を行い、従業員一人ひとりのワークライフバランスを重視し、エンゲージメントの向上に努めてまいります。

(11) 主要な事業内容(2024年10月31日現在)

事業区分	事業内容
業務スーパー事業	「業務スーパー」事業を展開するフランチャイズチェーン本部として、加盟するフランチャイジーへの経営指導及びナショナルブランド商品・プライベートブランド商品の供給
外食・中食事業	外食事業の「神戸クック・ワールドビュッフェ」と中食事業の「馳走菜（ちそうな）」を展開するフランチャイズチェーン本部として、加盟するフランチャイジーへの経営指導及びオペレーションの指導、また焼肉オーダーバイキングの「プレミアムカルビ」の運営
エコ再生エネルギー事業	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー固定価格買取制度が施行されたことに伴い、生産した再生可能エネルギーの電力会社への売電事業

(12) 主要な営業所及び工場(2024年10月31日現在)

①当社

名称	所在地
本社	兵庫県加古川市
横浜営業所	横浜市神奈川区
横浜第二営業所	横浜市西区
恵比寿事務所	東京都渋谷区
函館事務所	北海道茅部郡森町
業務スーパー稲美店	兵庫県加古郡稲美町
業務スーパー伊川谷店	神戸市西区
業務スーパー天下茶屋駅前店	大阪市西成区
業務スーパー横浜いずみ店	横浜市泉区
関西物流センター	神戸市灘区
白糖バイオマス発電所	北海道白糖郡白糖町

②重要な子会社等

名 称	区分	所 在 地
神 戸 物 産 (香 港) 有 限 公 司	本社	中 国 香 港 行 政 区
神 戸 物 産 (安 丘) 食 品 有 限 公 司	本社	中 国 山 東 省
大 連 福 来 休 食 品 有 限 公 司	本社	中 国 遼 寧 省
株 式 会 社 神 戸 物 産 フ ー ズ	本社	横 浜 市 西 区
株 式 会 社 オ ー ス タ ー フ ー ズ	本社	兵 庫 県 姫 路 市
株 式 会 社 タ ー メ ル ト フ ー ズ	本社	山 口 県 防 府 市
株 式 会 社 神 戸 物 産 エ コ グ リ ー ン 北 海 道	本社	北 海 道 勇 払 郡 む か わ 町
秦 食 品 株 式 会 社	本社	滋 賀 県 蒲 生 郡 竜 王 町
株 式 会 社 マ ス ゼ ン	本社	栃 木 県 宇 都 宮 市
株 式 会 社 肉 の 太 公	本社	東 京 都 江 戸 川 区
宮 城 製 粉 株 式 会 社	本社	宮 城 県 角 田 市
株 式 会 社 麦 パ ン 工 房	本社	岐 阜 県 瑞 穂 市
株 式 会 社 グ リ ー ン ポ ー ト リ ー	本社	岡 山 県 苫 田 郡 鏡 野 町
珈 琲 ま め 工 房 株 式 会 社	本社	兵 庫 県 姫 路 市
豊 田 乳 業 株 式 会 社	本社	愛 知 県 豊 田 市
関 原 酒 造 株 式 会 社	本社	新 潟 県 長 岡 市
菊 川 株 式 会 社	本社	岐 阜 県 各 務 原 市
株 式 会 社 朝 び き 若 鷄	本社	群 馬 県 高 崎 市
株 式 会 社 サ ガ ミ ベ ー カ リ ー	本社	神 奈 川 県 厚 木 市
株 式 会 社 湘 南 ア ン レ ー ヴ	本社	神 奈 川 県 小 田 原 市
KOBE BUSSAN EGYPT Limited Partnership	本社	エ ジ プ ト ケ ナ 州
Kobebussan Myanmar Co., Ltd.	本社	ミ ャ ン マ ー ヤ ン ゴ ン 地 方 域

(注) 1. 大連福来休食品有限公司は、2023年7月24日付で解散を決議し、清算手続き中でありま
す。

2. 2024年3月25日に株式会社サガミベーカリー及び株式会社湘南アンレーヴの株式を取得
し、両社を子会社といたしました。

(13) 使用人の状況(2024年10月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,629名 (1,364名)	67名増 (82名増)

(注)使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
587名 (764名)	6名増 (122名増)	38.5歳	7年6カ月

(注)使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況(2024年10月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	20,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	8,000百万円
株式会社関西みらい銀行	4,000百万円
株式会社山陰合同銀行	3,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,000百万円

(注)借入金残高は当社の短期借入金及び長期借入金の合計金額であります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2024年10月31日現在)

①発行可能株式総数	512,000,000株
②発行済株式の総数	273,600,000株
③株主数	65,283名
④大株主(上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団	70,400千株	31.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,456千株	7.43%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,328千株	2.86%
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	5,837千株	2.64%
株式会社コッコラーレ	5,710千株	2.58%
JP MORGAN CHASE BANK 380072	3,987千株	1.80%
沼田 博和	3,784千株	1.71%
合同会社M&Uアセットマネジメント	3,650千株	1.65%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	3,451千株	1.56%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,369千株	1.52%

- (注) 1. 当社は自己株式を52,096千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する当社株式275千株は含まれておりません。

- ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	
発行決議日	2019年2月19日	2021年2月24日	2023年2月22日	
新株予約権の数	11,641個	14,954個	21,894個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,656,400株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 1,495,400株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 2,189,400株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり389,600円 (1株当たり974円)	新株予約権1個当たり294,000円 (1株当たり2,940円)	新株予約権1個当たり352,500円 (1株当たり3,525円)	
新株予約権の行使期間	自2021年4月1日 至2027年10月31日	自2023年4月1日 至2029年10月31日	自2025年4月1日 至2031年10月31日	
新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役もしくは従業員の状態にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の相続はこれを認めない。</p> <p>③その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>			
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>②吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>			
役員 の 保有 状況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	新株予約権の数 78個 目的となる株式数 31,200株 保有者数 3名	新株予約権の数 411個 目的となる株式数 41,100株 保有者数 6名	新株予約権の数 510個 目的となる株式数 51,000株 保有者数 6名
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —

(注)2019年11月1日付及び2020年11月1日付でそれぞれ1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整しております。

②当事業年度中において職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

①取締役の状況(2024年10月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	沼田博和	外食事業推進本部 担当役員 神戸物産(香港)有限公司 董事
代表取締役副社長	田中康弘	総務部 担当役員 法務部 担当役員 システム部 担当役員兼部長 人財開発部 担当役員 経営企画部 担当役員 外食事業推進本部 焼肉事業部 担当役員 コミュニケーションデザイン部 担当役員兼部長 Kobebussan Myanmar Co., Ltd. Director
取 締 役	木戸康晴	経理部 担当役員兼部長 財務部 担当役員兼部長
取 締 役	浅見一夫	工場管理部 担当役員 商品開発部 担当役員 国内農業資源部 担当役員兼部長 株式会社神戸物産エコグリーン北海道 代表取締役社長 関原酒造株式会社 代表取締役社長 菊川株式会社 代表取締役社長 株式会社マスゼン 代表取締役社長 神戸物産(安丘)食品有限公司 執行董事
取 締 役	西田 聡	海外事業部 担当役員兼部長 東日本商品MD部 担当役員 株式会社神戸物産フーズ 代表取締役社長
取 締 役	渡邊秋仁	横浜営業所 所長 西日本営業本部 担当役員 店舗開発部 部長 東日本営業本部 担当役員 業務スーパーFC事業部 部長 店舗開発部 部長 CS推進部 担当役員兼部長 外食事業推進本部 惣菜事業部 部長 株式会社サガミベーカリー 代表取締役社長 株式会社湘南アンレーヴ 代表取締役社長

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 (常勤監査等委員) (注)2、3	正 田 晃 一	
取 締 役 (監査等委員) (注)1、2、4	家 木 健 至	公認会計士 家木公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員) (注)1、2、4	野 村 祥 子	弁護士 堂島法律事務所 パートナー弁護士 株式会社島精機製作所 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ビーアンドピー 社外監査役 シノプフーズ株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 家木 健至氏及び野村 祥子氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 正田 晃一氏は長年にわたり携わってきた財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役 (監査等委員) 家木 健至氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役 (監査等委員) 野村 祥子氏は弁護士であることや複数の企業で役員を務めていることから、企業監督に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社監査等委員会は、重要な会議等への出席による情報収集と共有、及び内部監査部門等との緊密な連携を通じて監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、正田 晃一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は東京証券取引所に対して、取締役 (監査等委員) 家木 健至氏及び野村 祥子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
5. 2024年1月30日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、柴田 眞里氏及び田畑 房男氏は、取締役 (監査等委員) を任期満了により退任いたしました。

6. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
渡邊秋仁	取締役 横浜営業所 所長 西日本営業本部 担当役員 店舗開発部 部長 東日本営業本部 担当役員 業務スーパーFC事業部 部長 店舗開発部 部長 CS推進部 担当役員兼部長 外食事業推進本部 惣菜事業部 部長	取締役 横浜営業所 所長 西日本営業本部 担当役員 店舗開発部 部長 東日本営業本部 担当役員 業務スーパーFC事業部 部長 店舗開発部 部長 CS推進部 担当役員兼部長 外食事業推進本部 惣菜事業部 部長 株式会社サガミペーカリー 代表取締役社長 株式会社湘南アンレーヴ 代表取締役社長	2024年3月25日

②取締役の報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針

当社は、2022年12月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬体系は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能するものとし、個々の取締役の報酬額は、その職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役（業務執行を行う社外取締役は除く。以下同じ。）の報酬は、基本報酬のみとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬の算定方法の決定方針

当社の取締役の基本報酬は、固定の金銭報酬とし、役位、職責及び在任年数に応じて、従業員の最高位の年収、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準及び当社の業績等を総合的に勘案して決定しております。

b. 非金銭報酬等の額や数の算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く。）に対しては、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、信託型株式報酬及びストック・オプションを付与しております。個々の取締役に付与する信託型株式報酬のポイント数については取締役会で決定された株式交付規程に基づき算出し、ストック・オプションの個数については、役位、職責、在任年数及び当社の業績等を総合的に勘案して決定しております。

c. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

取締役（社外取締役を除く。）に対する種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど非金銭報酬等のウェイトを高める方針としております。社外取締役に対する報酬は、基本報酬のみとしております。

d. 報酬等を与える時期や条件の決定に関する方針
 基本報酬については、月例の固定報酬としております。信託型株式報酬については、毎月ポイント数を付与し、原則として退任時にポイント数に応じた当社株式を交付しております。ストック・オプションについては、取締役会で決議された付与期間内に適宜付与しております。

e. 個人別の報酬等の決定の方法
 個々の取締役の基本報酬の額については、取締役会の公平性・客観性・透明性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る事を目的に、取締役会決議による委任に基づき、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会において前記a. 項の決定方針に基づき決定しております。

なお、指名・報酬委員会の構成員の氏名、地位及び担当は以下のとおりであります。

委員長 代表取締役副社長 田中 康弘氏
 委員 取締役（監査等委員・社外取締役） 家木 健至氏
 委員 取締役（監査等委員・社外取締役） 野村 祥子氏

個々の取締役に付与するストック・オプションの個数については、取締役会が前記b. 項の決定方針に基づき決定しております。個々の取締役に付与する信託型株式報酬のポイント数については、取締役会で決定された株式交付規程に基づき算定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	264 (-)	205 (-)	- (-)	58 (-)	6 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	28 (18)	28 (18)	- (-)	- (-)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	292 (18)	233 (18)	- (-)	58 (-)	11 (4)

(注) 1. 上表には、2024年1月30日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名を含めております。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において年額500百万円以内（うち、社外取締役30百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は0名）です。

4. 上記非金銭報酬等の額には、2023年1月27日開催の第37期定時株主総会において決議されたストック・オプションが含まれております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名（社外取締役を除く。）です。別枠で、2018年1月30日開催の第32期定時株主総会において決議された株式交付信託が含まれており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役を除く。）です。また、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において決議された株式交付信託が含まれており、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名（社外取締役を除く。）です。

5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名です。
6. 非金銭報酬等の内容は株式交付信託及びストック・オプションであり、割当ての際の条件等は「（3）②取締役の報酬等」のとおりであります。2023年1月27日開催の第37期定時株主総会において決議されたストック・オプションの概要としましては、当社取締役（監査等委員を除く。）に付与する新株予約権の上限を510個としております。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株としております。）また、2018年1月30日開催の第32期定時株主総会及び2022年1月27日開催の第36期定時株主総会において決議された株式交付信託の概要としましては、当社が金銭を抛出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという株式報酬制度となります。本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に對して、信託期間を約5年間とし、当社株式の取得資金として当社が抛出する金銭の上限を合計400百万円としております。各取締役に付与されるポイント総数の上限は1年当たり80,000ポイント（2018年以降の株式分割実施後の80,000株相当）とし、役位等に應じたポイントを原則としてその退任時に付与するものであります。
7. 上記非金銭報酬等の額には、株式交付信託及びストック・オプションの当事業年度における費用計上額を記載しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）正田 晃一氏、家木 健至氏及び野村 祥子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額であります。

④補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は①役員②管理職従業員③役員と共同被告となる場合か、他の従業員または派遣社員からハラスメント等の不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員（①～③の配偶者または法定相続人を含みます。ただし、役員及び保険対象従業員が行った不当な行為に起因するものに限りません。）④会社法上の子会社に属するものであり、被保険者は、保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の業務の遂行に伴う行為に起因して保険期間中に株主、従業員、その他の第三者からの損害が填補されることとなります。

⑥社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況並びに当該兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）家木 健至氏は家木公認会計士事務所の所長であります。なお、当社と同事務所の間に取引関係はありません。社外取締役（監査等委員）野村 祥子氏は堂島法律事務所のパートナー弁護士及び株式会社島精機製作所の社外取締役（監査等委員）並びに株式会社ビーアンドピーの社外監査役、シノブフーズ株式会社の社外監査役であります。なお、当社とシノブフーズ株式会社との間には商品仕入等の取引関係があり、その他の兼職先との間に取引関係はありません。

イ. 当社または特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	家 木 健 至	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士として、会計に関する高い見識と豊富な知識や実務経験を活かし、期待された役割に基づき専門的見地から意見を述べる等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	野 村 祥 子	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査等委員会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての視点に加え、複数の企業で監査役や取締役を務めている経験から、期待された役割に基づき多様な視点や価値観で意見を述べる等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。

エ. 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 62百万円
- ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 62百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役の責任の明確化、権限行使の適正化を図る。並びに違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底する。そのための社内規程の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、取締役における法令等企業倫理(コンプライアンス)遵守に対する意識の醸成を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険(リスク)をトータルかつ適切に認識・評価するため、リスク管理に関する規程を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、取締役会で審議を行い執行決定を行うものとする。
 - ②取締役会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程においてそれぞれの執行手続きの詳細について定めるものとする。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図る。並びに違反・不正行為の未然防止、再発防止を徹底する。そのための社内規程の整備、資料の配布その他の啓蒙活動を実施し、使用人における法令等企業倫理(コンプライアンス)遵守に対する意識の醸成を図る。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社から取締役を子会社に派遣するとともに、企業集団としての企業行動指針を定め、グループにおける法令遵守及び社会倫理の遵守の浸透を図る。
 - ②当社及び子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力及び団体からの要求に対しては、毅然とした対応を行う。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会は取締役又は取締役会に対し監査等委員会補助者を要請する。その際監査等委員会は取締役からの独立性の確保に努めなければならない。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査等委員会補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査等委員会の同意が必要であり、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が独自に行うものとする。
9. 監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員会は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重大な社内通達等を速やかに報告することを取締役に対し求めなければならない。

10. 前号の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう「社内通報規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。
11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行に生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、法令等で定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査室をはじめとする社内の組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実施する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般について

当社及び当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンスについて

当社グループのコンプライアンス意識の向上のため、毎月の経営会議においてコンプライアンス委員会より、ハラスメントやインサイダー取引等の法令遵守や社会的規範に関する教育を行い、周知の徹底を行っております。

③内部監査について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、業務スーパー事業の継続的な拡大を目的とした国内グループ工場の生産能力向上や、フランチャイズ本部としての機能の改善及び業務の効率化のための設備投資等に活用してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり23円の普通配当を実施させていただきます。

なお、当社は剰余金の配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	161,089	流 動 負 債	56,929
現金及び預金	107,272	買掛金	34,665
売掛金	27,954	短期借入金	6,865
商品及び製品	19,645	リース債務	1
仕掛品	358	未払法人税等	5,543
原材料及び貯蔵品	1,825	賞与引当金	516
その他	4,050	その他	9,336
貸倒引当金	△17	固 定 負 債	43,689
固 定 資 産	72,302	長期借入金	30,135
有 形 固 定 資 産	64,814	リース債務	0
建物及び構築物	19,332	預り保証金	8,006
機械装置及び運搬具	23,630	繰延税金負債	28
土地	19,864	退職給付に係る負債	734
リース資産	1	役員株式給付引当金	138
建設仮勘定	758	資産除去債務	1,736
その他	1,226	その他	2,909
無 形 固 定 資 産	1,504	負 債 合 計	100,618
のれん	252	純 資 産 の 部	
その他	1,252	株 主 資 本	130,105
投 資 そ の 他 の 資 産	5,983	資本金	500
投資有価証券	424	資本剰余金	13,214
長期貸付金	320	利益剰余金	125,381
繰延税金資産	1,979	自己株式	△8,990
敷金及び保証金	997	その他の包括利益累計額	△728
その他	2,872	その他有価証券評価差額金	2
貸倒引当金	△610	為替換算調整勘定	△731
資 産 合 計	233,392	新 株 予 約 権	3,397
		純 資 産 合 計	132,773
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	233,392

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年11月1日から
2024年10月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上	上		507,883
	上		449,470
販売	費		58,413
	業		24,062
営業	業		34,350
	業		
営業	業	679	
	業	6	
営業	業	250	
	業	141	
営業	業	91	
	業	510	1,679
営業	業	29	
	業	1,100	
営業	業	30	
	業	2,856	
営業	業	86	
	業	288	
営業	業	62	4,454
	業		31,576
営業	業	57	
	業	2	
営業	業	31	90
	業		
営業	業	214	
	業	0	
営業	業	38	253
	業		
営業	業		31,413
	業	10,326	
営業	業	△355	9,970
	業		
営業	業		21,443
	業		-
営業	業		21,443
	業		

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	144,361	流 動 負 債	57,421
現金及び預金	90,404	買掛金	37,336
売掛金	26,648	短期借入金	6,865
商品及び製品	19,181	未払金	1,866
仕掛品	4	未払費用	171
材料及び貯蔵品	653	未払法人税等	4,911
前渡金	1,574	前受金	71
前払費用	457	預り金	1,342
短期貸付金	329	前受収益	19
関係会社短期貸付金	2,873	賞与引当金	311
その他の引当金	2,250	その他	4,523
貸倒引当金	△17	固 定 負 債	43,064
固 定 資 産	71,000	長期借入金	30,134
有 形 固 定 資 産	34,743	預り保証金	8,000
建物	5,815	退職給付引当金	408
構築物	738	役員株式給付引当金	138
機械及び装置	13,092	資産除去債務	1,511
車両運搬具	9	その他	2,869
工具、器具及び備品	972	負 債 合 計	100,485
土地	14,039	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	75	株 主 資 本	111,476
無 形 固 定 資 産	1,357	資本金	500
ソフトウェア	762	資本剰余金	13,222
その他	595	その他資本剰余金	13,222
投資その他の資産	34,899	利益剰余金	106,743
投資有価証券	419	利益準備金	125
関係会社株式	694	その他利益剰余金	106,618
出資金	0	特別償却準備金	38
関係会社出資金	2,510	別途積立金	7
長期貸付金	137	繰越利益剰余金	106,573
関係会社長期貸付金	27,435	自 己 株 式	△8,990
長期前払費用	535	評価・換算差額等	2
繰延税金資産	2,545	その他有価証券評価差額金	2
その他	3,891	新 株 予 約 権	3,397
貸倒引当金	△3,271	純 資 産 合 計	114,876
資 産 合 計	215,361	負 債 ・ 純 資 産 合 計	215,361

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年11月1日から
2024年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		490,993
売上		441,118
販売費		49,875
営業		20,389
営業		29,486
受取	940	
受取	841	
受取	235	
受取	91	
受取	554	2,662
受取	34	
受取	1,067	
受取	18	
受取	86	
受取	24	
受取	2,856	
受取	21	4,109
受取		28,039
受取	57	
受取	0	
受取	31	89
受取	11	11
受取		28,116
受取	8,852	
受取	△179	8,672
受取		19,443

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月18日

株式会社神戸物産
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 千原 徹也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤井 秀吏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神戸物産の2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸物産及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月18日

株式会社神戸物産
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千原 徹也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤井 秀 吏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神戸物産の2023年11月1日から2024年10月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

2024年12月19日

株式会社神戸物産 監査等委員会

監査等委員（常勤） 正田 晃一 ㊞

監査等委員（社外） 家木 健至 ㊞

監査等委員（社外） 野村 祥子 ㊞

(注)監査等委員家木 健至及び野村 祥子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外
取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場

神戸ポートピアホテル 南館 1階 大輪田の間

神戸市中央区港島中町6丁目10-1
TEL 078-302-1111 (代)

交通

ポートアイランド線 (ポートライナー) 「三宮駅」から約10分

「市民広場(コンベンションセンター)駅」
下車すぐ。

※当日は大変混雑することが予想されますので、上記公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

